

## 第1章 障害者の社会参加の現状

ここでは、統計等資料により障害者の ICT 活用や社会参加/就業の現状をみることにする。

### 1. 障害者の現状

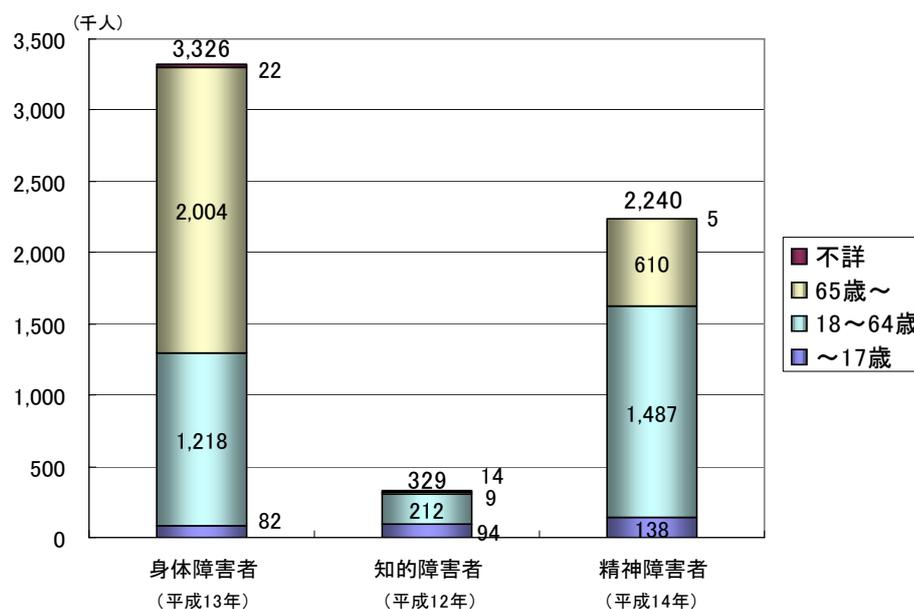
#### (1) 障害者数

厚生労働省資料より障害種別に障害者数をみると、在宅の身体障害者数は平成 13 年で約 333 万人となっている。年齢別にみると、65 歳以上の高齢者層の比率が高くなっており約 6 割を占めている。

在宅の知的障害者数は、平成 12 年で約 33 万人である。年齢別にみると、「18～64 歳」の割合が高く、全体の 6 割以上を占めている。

在宅の精神障害者数は、平成 14 年で 224 万人である。年齢別にみると、「20～64 歳」が 66%、「65 歳～」が 27%を占める。

図表1-1 障害種別障害者数（在宅）



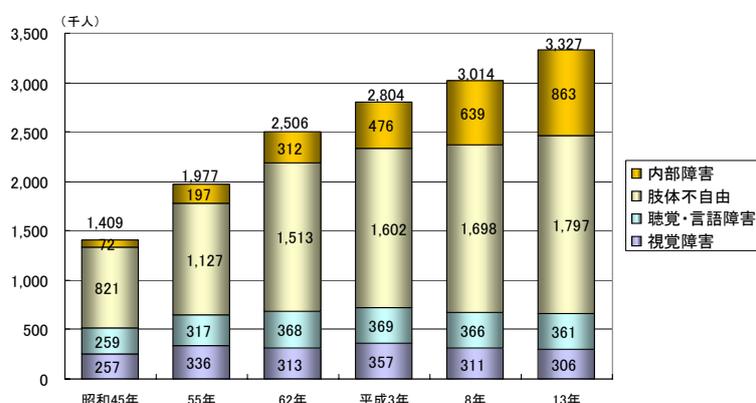
資料：身体障害者 厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（平成14年8月）  
知的障害者 厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成13年9月）  
精神障害者 厚生労働省「患者調査」（平成15年12月）より厚生労働省社会・  
援護局障害保健福祉部で作成

## (2)障害の程度別障害者数の推移（身体障害者）

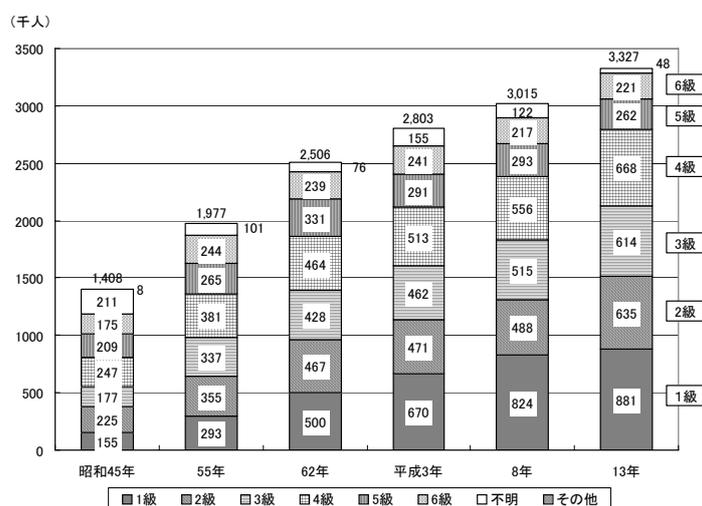
本調査研究で主たる対象とした身体障害者について、障害の程度別に障害者数の推移をみる。身体障害者数は年々増加傾向にあり、昭和45年の約141万人から平成13年には約333万人と2倍以上となっている。

障害の種類別では、肢体不自由が多くなっている。視覚障害、聴覚・言語障害は一定の割合を占めている一方、内部障害の伸びが大きい。障害の程度別では、特に「1級<sup>1</sup>」の比率が、年々高くなっており、昭和45年は約11%だったものが、平成13年には約26%と15%高くなっている。

図表1-2 種類別障害者数の推移（身体障害者）



図表1-3 程度別障害者数の推移（身体障害者）



注：昭和55年は身体障害児（0～17歳）に係る調査を行っていない。

資料：いずれも厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（平成14年8月）より作成

<sup>1</sup>「身体障害者福祉法」では、身体障害者とは身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者をいう。手帳は重度の方から順に1級～7級に区分されている。

## 2. コミュニケーション手段、情報通信機器の利用状況

### (1) コミュニケーション手段

在宅の視覚障害者（18歳以上）のうち、点字を利用できる者は10.6%である。視覚からの情報入手が困難な1・2級の重度の障害者においても点字の利用が行える者は17.3%となっている。

在宅の聴覚障害者（18歳以上）のうち、手話を利用している者は15.4%である。聴覚からの情報入手が困難な1・2級の重度の障害者では手話の利用率は23.0%である。補聴器や筆談・要約筆記を利用している者の比率が高くなっている。

図表1-4 視覚障害者の点字の習得状況

	点字ができる	点字ができない			回答なし	
		点字必要	点字 必要なし	回答なし		
総数	10.6%	76.1%	5.6%	66.8%	3.7%	13.3%
(1・2級)	17.3%	74.3%	7.3%	62.6%	5.6%	7.8%

資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（平成13年）

図表1-5 聴覚障害者のコミュニケーション手段

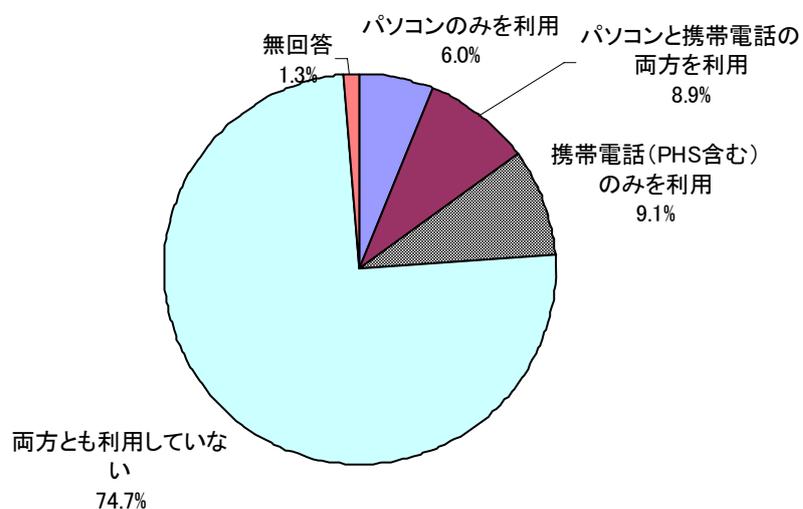
	補聴器や 人工内耳等 の補聴機器	筆談・ 要約筆記	読話	手話・ 手話通訳	その他	不詳
総数	79.0%	24.6%	6.2%	15.4%	17.0%	43.9%
(1・2級)	32.6%	27.0%	6.7%	23.0%	11.8%	36.0%

資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（平成13年）

## (2)情報通信機器の利用状況

東京都「平成15年度障害者の生活実態調査」によると、身体障害者で携帯電話(PHSを含む)を利用している者は18.0%、パソコンを利用している者は14.9%となっている。身体障害者の59%が65歳以上であるなど高齢の障害者が多いこともあり(東京都調査では回答者の72.8%が60歳以上)、情報通信機器の利用率は低めとなっている。(総務省「平成15年度通信利用動向調査」ではパソコン利用率は全体44.6%、60-64歳23.1%、携帯電話利用率は全体57.4%、60-64歳45.3%)

図表1-6 身体障害者の携帯電話、パソコンの利用状況 (n=2,757)



資料：東京都「平成15年度障害者の生活実態調査」

### 3. 障害者の社会参加の状況

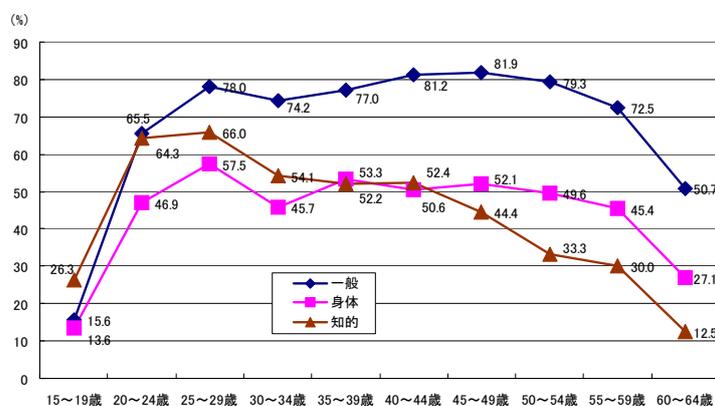
本調査研究では、社会参加をコミュニティやNPO等団体での活動、団体や企業さらには個人での就業と幅広く捉えているが、ここでは就業の状況についてみていく。

#### (1) 就業率、雇用障害者数

##### ① 年齢階層別就業率

厚生労働省「身体及び知的障害者就業実態調査」、総務省「労働力調査年報」より、年齢階層別に就業率をみると、身体障害、知的障害のいずれも、一般と比較すると就業率は低い。

図表1-7 年齢階層別就業率



資料：厚生労働省「身体及び知的障害者就業実態調査」（平成13年）  
：総務省「労働力調査年報」（平成13年）

##### ② 雇用障害者数

障害別に雇用障害者数をみると、身体障害者は約37万人で、障害の内訳をみると、「肢体不自由」が約18万人で最も多い。

図表1-8 雇用障害者数（従業員5人規模以上の規模の事業所）

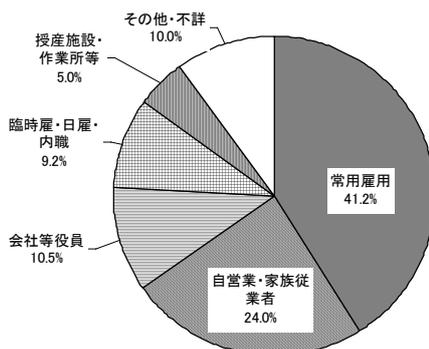
雇用者数	
身体障害者	36万9千人
視覚障害者	1万7千人
聴覚障害者	5万9千人
肢体不自由	18万1千人
内部障害	7万4千人
重複	1万8千人
不明	1万9千人
知的障害者	11万4千人
精神障害者	1万3千人

資料：厚生労働省「障害者雇用実態調査」（平成15年）

## (2)就業形態別従事状況

厚生労働省「身体及び知的障害者就業実態調査」より、身体障害者について、就業形態別の従事状況をみると、「常用雇用」が41.2%で最も割合が高く、次いで「自営業・家族従業者」が24.0%となっている。

図表1-9 就業形態別従事状況（身体障害者数）

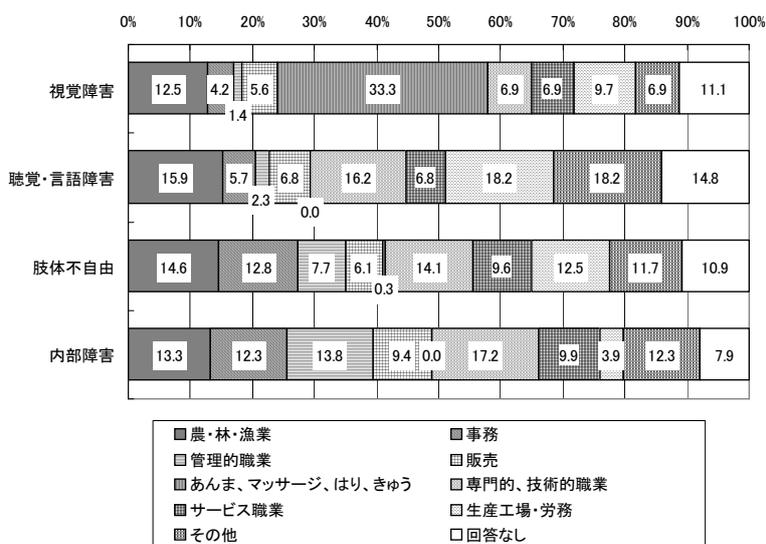


資料：厚生労働省「身体及び知的障害者就業実態調査」（平成13年）

## (3)職業別従事状況

職業別従事状況をみると、視覚障害は「あんま、マッサージ、はり、きゅう」が約3割を占めている。聴覚・言語障害は、「生産工場・労務」（18.2%）、「専門的・技術的職業」（16.2%）、「農・林・漁業」（15.9%）の順で割合が高い。肢体不自由は、「農・林・漁業」「専門的・技術的職業」がそれぞれ14%を占めている。内部障害は、「専門的・技術的職業」が17.2%で最も割合が高い。

図表1-10 職業別従事状況（身体障害者数）



資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（平成13年）

#### (4)一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

厚生労働省資料より、一般の民間企業における産業別の障害者の雇用状況について、法定雇用率を達成している割合の高い産業をみると、「鉱業」が56.8%で最も割合が高く、次いで「農、林、漁業」（54.8%）、「医療・福祉」（53.9%）が続いている。

法定雇用率を達成している割合が低い産業をみると、「情報通信産業」が20.4%で最も割合が低く、次いで「金融・保健・不動産業」（30.8%）、「卸売・小売業」（31.0%）が続いている。

図表1-11 一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況（平成18年6月1日現在）

単位	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数						④ 実質雇用率 E=②×100	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
農、林、漁業	146	19,691	63	4	217	0	347.0	60.0	1.76	80	54.8
鉱業	44	7,600	29	0	62	0	120.0	5.0	1.58	25	56.8
建設業	2,206	554,724	2,255	26	3,399	0	7,935.0	627.0	1.43	936	42.4
製造業	20,559	6,264,417	29,292	601	47,428	68	106,647.0	6,741.5	1.70	11,028	53.6
電気・ガス・熱供給・水道業	203	187,323	900	8	1,603	1	3,411.5	129.5	1.82	91	44.8
情報通信業	2,986	1,039,265	3,616	62	4,956	10	12,255.0	1,336.5	1.18	609	20.4
運輸業	4,372	1,050,690	4,034	220	9,467	31	17,770.5	1,553.5	1.69	2,210	50.5
卸売・小売業	12,213	3,258,630	10,160	1,155	19,245	74	40,757.0	4,297.0	1.25	3,789	31.0
金融・保険・不動産業	2,022	1,299,085	5,190	94	8,362	1	18,836.5	1,740.0	1.45	622	30.8
飲食店・宿泊業	1,834	440,837	1,424	244	3,068	19	6,169.5	790.5	1.40	706	38.5
医療・福祉	8,268	1,314,218	6,503	792	10,287	231	24,200.5	2,782.5	1.84	4,454	53.9
教育・学習支援業	1,381	307,044	1,093	35	1,636	3	3,858.5	341.5	1.26	530	38.4
複合サービス事業	969	300,184	1,003	44	1,955	3	4,006.5	359.5	1.33	368	38.0
サービス業	9,964	2,608,044	9,428	762	17,753	102	37,422.0	5,349.0	1.43	3,671	36.8
産業計	67,168 (65,449)	18,652,344 (18,091,871)	74,993 (71,678)	4,047 (3,456)	129,446 (122,254)	543	283,750.5 (281,833) (269,066)	26,113.0 (25,546) (23,530)	1.52 (1.51) (1.49)	29,120 (27,577)	43.4 (42.1)

(注)

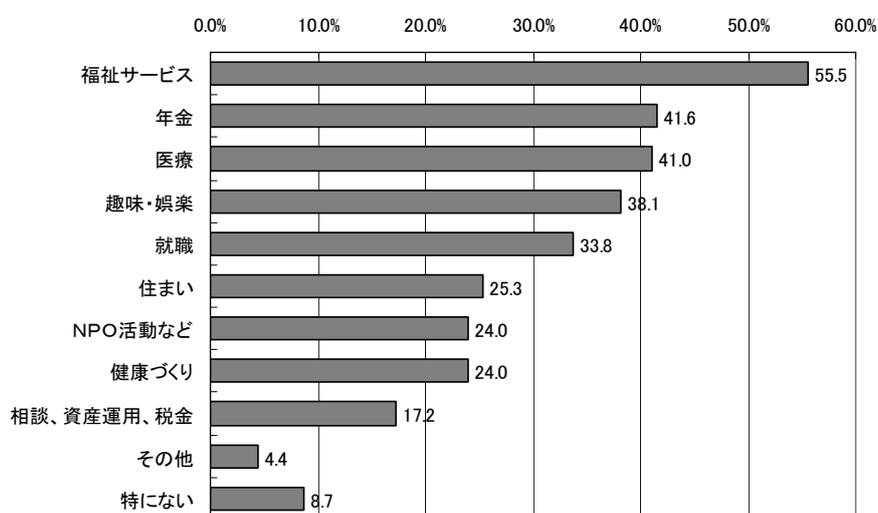
- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
  - ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり、0.5カウントとしている。
  - A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
  - F欄の「うち新規雇用分」は、平成17年6月2日から平成18年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
  - ( )内は平成17年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
  - < >内は精神障害者を除いた場合の数値である。
- 資料：厚生労働省「平成18年6月1日現在の障害者の雇用状況について」（平成18年12月）

#### 4. 社会参加にかかる課題

##### (1)必要な情報

厚生労働省「障害者の生活状況に関する調査」より、身体障害者について、生活のうえで必要とする情報をみると、自立した生活のために必要とする「福祉サービス」「年金」「医療」などの情報に次いで、「就職」「NPO 活動など」といった情報へのニーズが高く、障害者の社会参加に関わる情報に興味を持っていること、さらにはこれらの情報が充足していない状況がある。

図表1-12 必要な情報（身体障害者）：複数回答



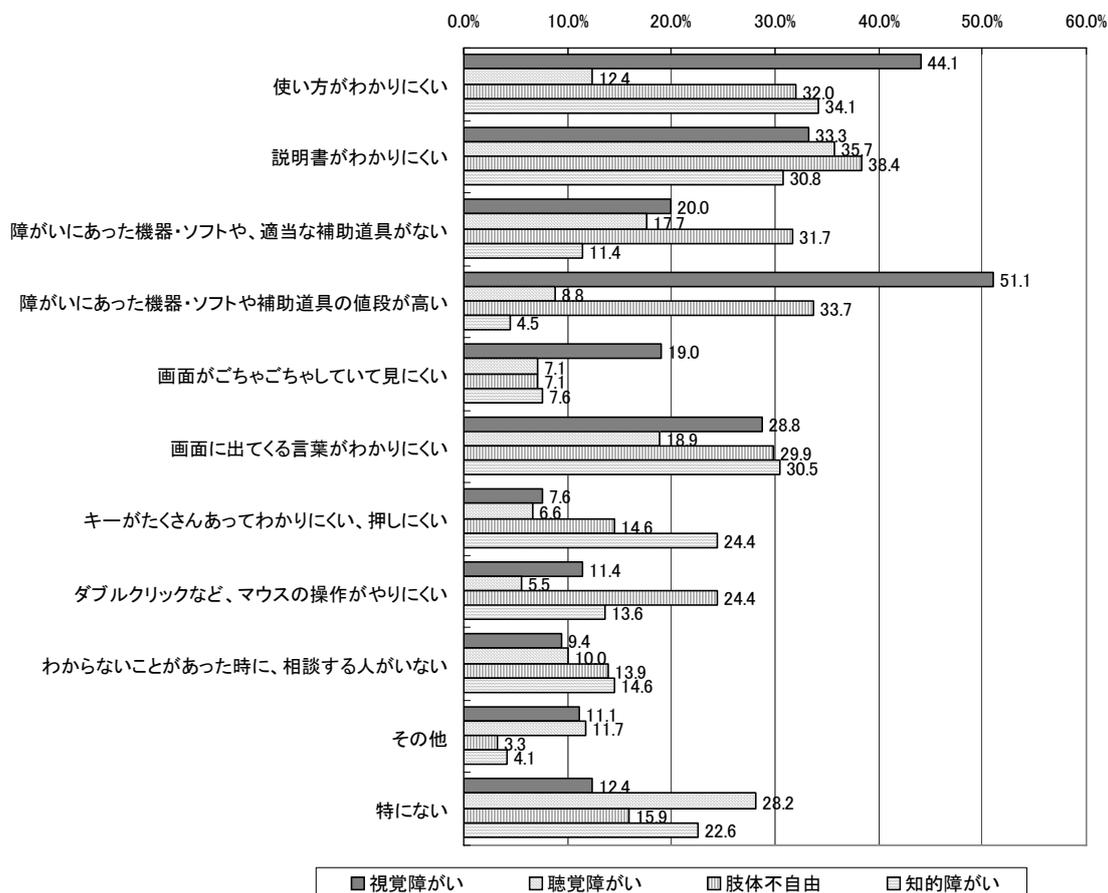
資料：厚生労働省「障害者の生活状況に関する調査」平成15年

##### (2)情報通信機器利用に関わる課題

総務省情報通信政策研究所「障がいのある方々のインターネット等の利用に関する調査報告書」より、パソコンを利用していない人について、障害別にその理由をみると、視覚障害は、「障がいにあった機器・ソフトや補助道具の値段が高い」「使い方がわかりにくい」「説明書がわかりにくい」の順で割合が高い。聴覚障害は、「説明書がわかりにくい」が35.7%で最も割合が高い。肢体不自由は、「説明書がわかりにくい」「障がいにあった機器・ソフトや補助道具の値段が高い」「使い方がわかりにくい」、知的障害は、「使い方がわかりにくい」「説明書がわかりにくい」「画面に出てくる言葉がわかりにくい」の割合が高い。また、聴覚障害者については、他の障害に比べ ICT 利活用の取り組みや広がりが早いかもしれないが、それゆえ聴覚障害特有の問題点などが一般的に理解されづらいといったことも指摘さ

れている（図表 1-14 参照）。このように、障害者における情報通信機器利用の促進にはまだまだ課題が多い。

図表1-13 パソコンを利用しない理由：複数回答



資料：総務省 情報通信政策研究所「障がいのある方々のインターネット等の利用に関する調査報告書」平成15年6月

図表1-14 聴覚障害者におけるICT利活用の課題

項目	内容
情報通信機器・サービスの利用についての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>音・アラームの設定が初期設定であることを知らされていない。（ガイドラインに、マニュアルでの明文化が必要）</li> <li>インターネット接続の際、最初の段階で「電話を下さい」という場面に直面し、戸惑う聴覚障害者が多い。手話通訳者に依頼するか、家族に頼んで解決することが多い。</li> </ul>
研修等についての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>聞こえる人の場合、講師の声を聞きつつテキストを確認したり、差し言葉を理解することは差し支えないが、聴覚障害者の場合、同じようなやり方では、講義内容についていけない。</li> <li>例) 「〇ページを見て下さい」と言ったら、受講生がページを確認して視線を上げてきたら、次へ進むという配慮が必要。</li> </ul>

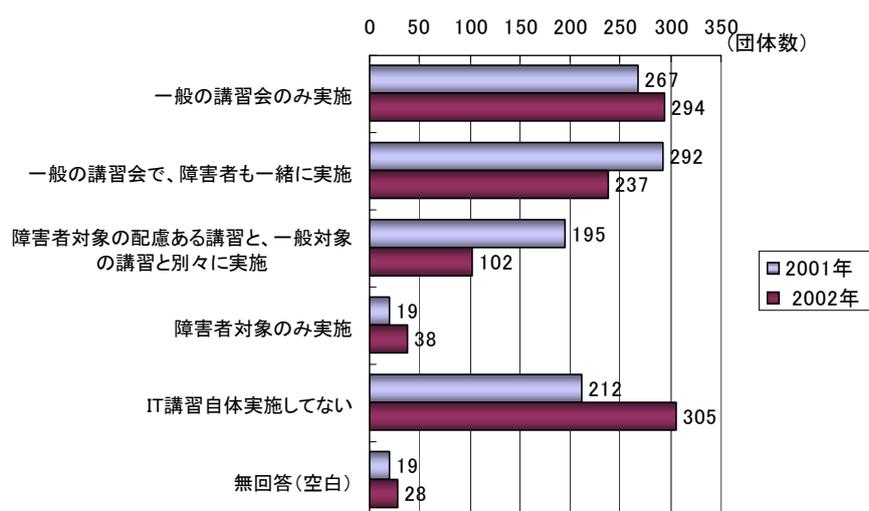
	差し言葉の連続では、手話通訳者が理解できない。 ・企業主催の各種講習会に、手話通訳手配を依頼すると難色を示すことが多く、聴覚障害者の士気を下げている。
専門用語についての課題	・情報通信分野では専門用語及びカタカナが多い。専門用語の使い方に配慮が必要。

資料：財団法人全日本ろうあ連盟提供

障害者の ICT 利活用を促進するためにこれまで様々な取り組みが行われている。例えば、平成 13 年度には「情報通信技術（IT）講習推進特例交付金」（IT 講習特例交付金）により、都道府県や市区町村において IT 講習が実施された。この IT 講習の対象は各自治体の判断のもとで行われており、日本障害者協議会の調査によると、1,040 の回答があったうち、773 団体で IT 講習が行われ（全回答の 74%）、そのなかで障害者に配慮した講習は 214 団体で実施された（全回答の 21%）。交付金のつかなかった翌年度は、IT 講習を実施していない団体も増え、671 団体で IT 講習が行われた（全回答の 65%）。障害者に配慮した講習を行った自治体の減少幅は大きく 140 団体で実施された（全回答の 13%）。

また、障害者の ICT 利活用を支援するパソコンボランティア（主に障害者を対象として、インターネットなどを利用するために必要な援助など入門者への支援を目的として設立された団体）も全国の各地域で設立され、活動を行っている。総務省「高齢者・障害者の情報通信利用を促進する非営利活動の支援等に関する研究会」での調査では 47 団体の活動が確認されている（平成 13 年 5 月現在）。

図表1-15 障害者対象IT講習会の取り組み状況



資料：日本障害者協議会「障害者を対象としたIT講習現況調査」（2002年12月実施）

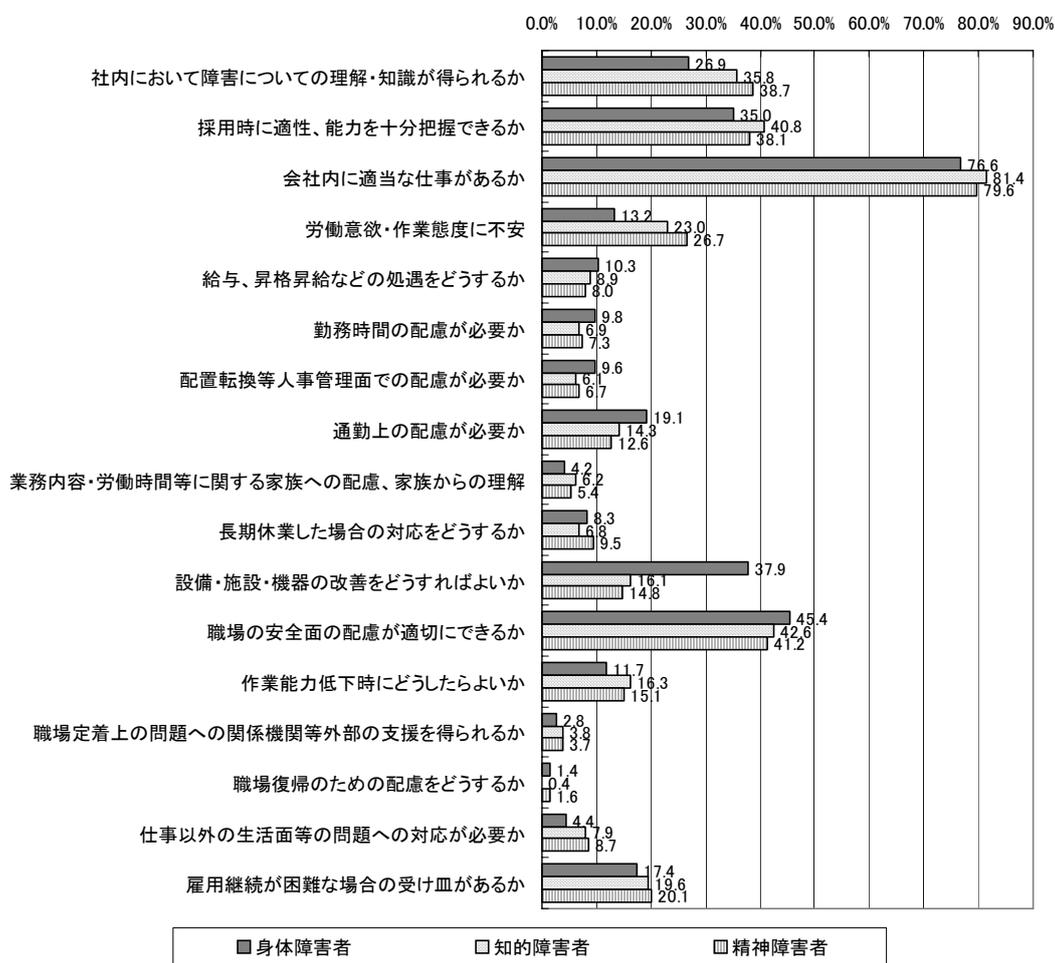
### (3)就労に関わる課題

#### ①雇用するにあたっての課題

厚生労働省「平成15年度障害者雇用実態調査」より、雇用するにあたって、企業側が感じている課題をみると、いずれの障害も「会社内に適当な仕事があるか」の割合が高く、8割程度を占めている。また、上位2位も障害共通で「職場の安全面の配慮が適切にできるか」の割合が高く4割強を占めている。

障害別に比較すると、身体障害者で「設備・施設・機器の改善をどうすればよいか」の割合が高く、4割弱を占めている。

図表1-16 雇用するにあたっての課題：4つまで選択 n=5,007

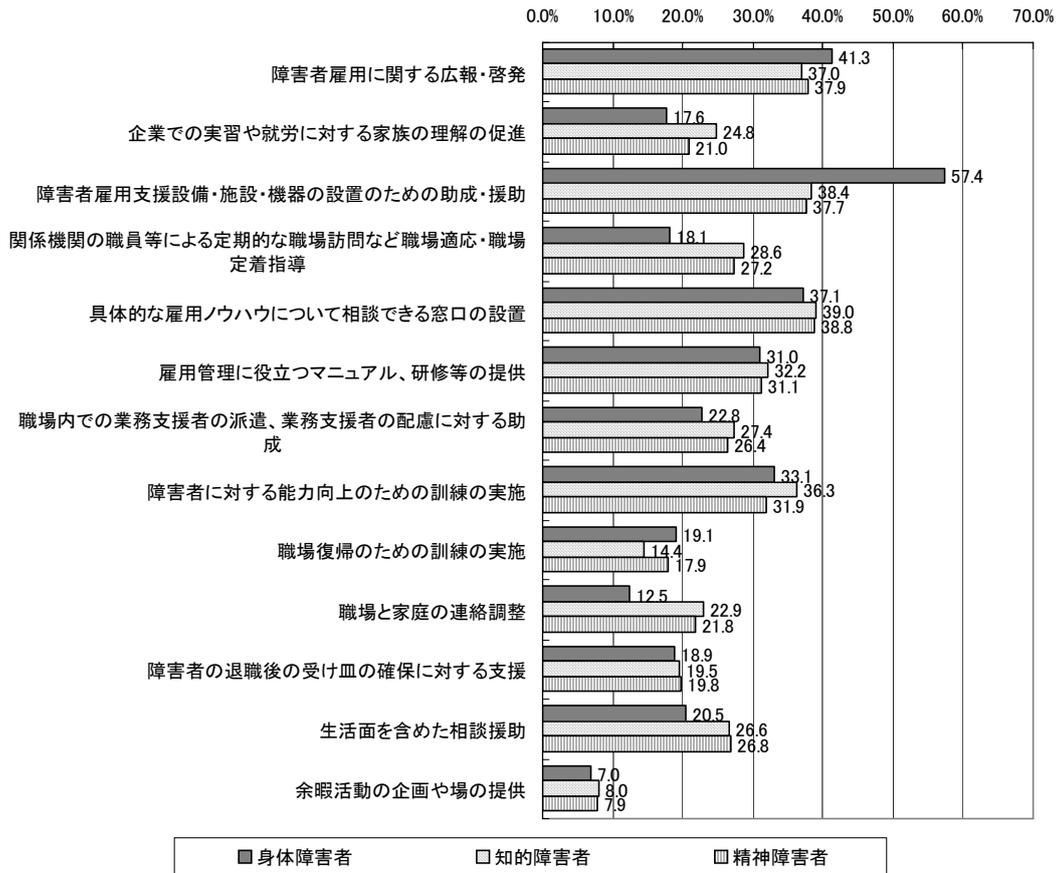


資料：厚生労働省「平成15年度障害者雇用実態調査」平成16年10月

## ②企業が関係機関に期待する取り組み

厚生労働省「平成15年度障害者雇用実態調査」より、企業が関係機関に期待する取り組みをみると、身体障害者において「障害者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」の割合が高く、6割弱を占めている。

図表1-17 企業が関係機関に期待する取り組み：複数回答 n=5,007



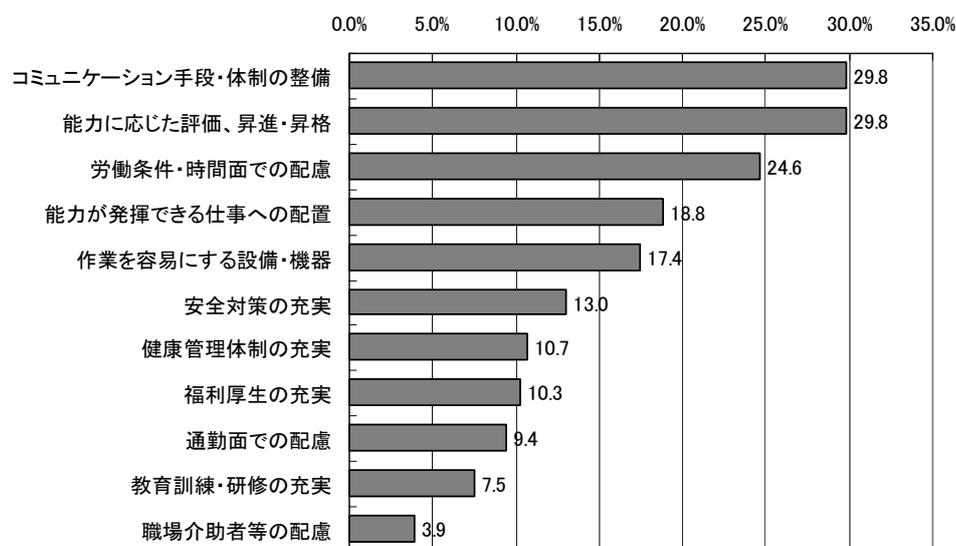
資料：厚生労働省「平成15年度障害者雇用実態調査」平成16年10月

### ③仕事を続けていく上で改善が必要な事項、職場への要望

#### 1) 身体障害者

厚生労働省「平成15年度障害者雇用実態調査」より、身体障害者について、仕事を続けていく上で必要な事項をみると、「コミュニケーション手段・体制の整備」が「能力に応じた評価、昇進・昇格」とともに、約3割で割合が高くなっている。

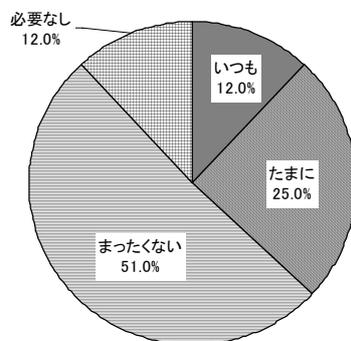
図表1-18 仕事を続けていく上で改善等が必要な事項：2つまで選択 n=10,190



資料：厚生労働省「平成15年度障害者雇用実態調査」平成16年10月

また、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会「職場環境実態調査アンケート」によると、聴覚障害者に対し会議において聞こえないことによる情報不足を補う情報保障があるかをみると、「まったくない」が約半数を占めているのが現状である。

図表1-19 会議において情報保障はあるか：単数回答

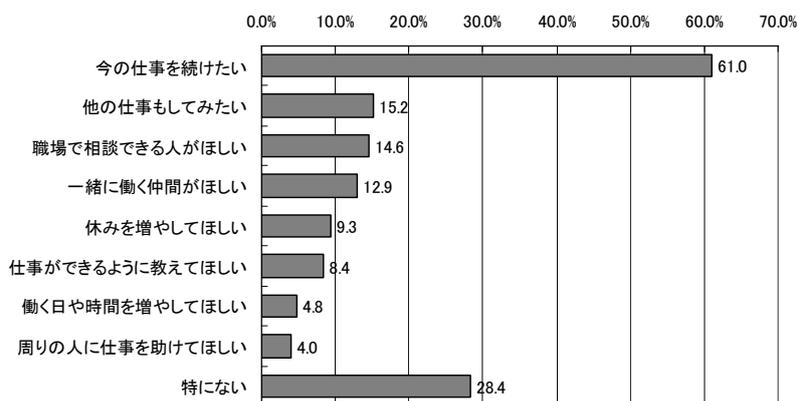


資料：社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会「職場環境実態調査アンケート」2004年

## 2) 知的障害者

厚生労働省「平成15年度障害者雇用実態調査」より知的障害者の職場への要望をみると、「今の仕事を続けたい」が約6割を占めている。

図表1-20 職場への要望：2つまで選択 n=986

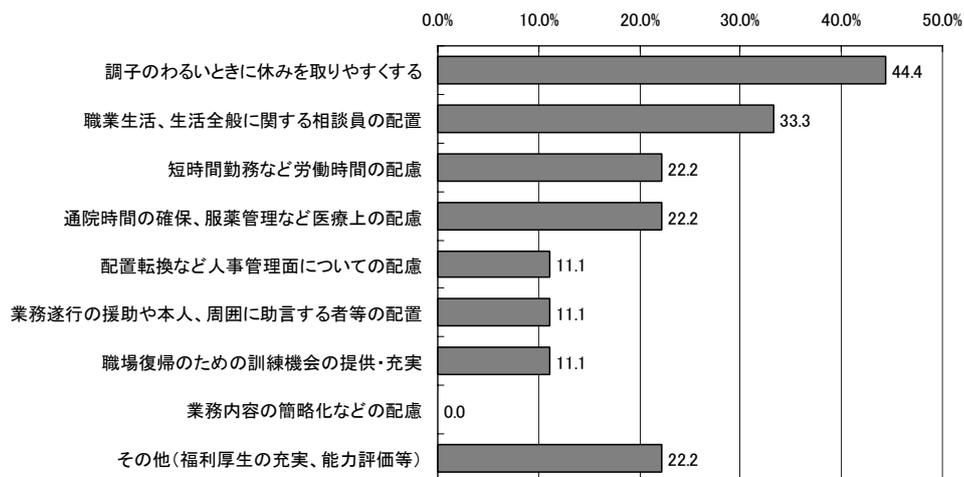


資料：厚生労働省「平成15年度障害者雇用実態調査」平成16年10月

## 3) 精神障害者

厚生労働省「平成15年度障害者雇用実態調査」より、精神障害者について、仕事を続けていく上で改善等が必要な事項をみると、「調子のわるいときに休みを取りやすくする」が4割強、「職業生活、生活全般に関する相談員の配置」が3割強となっている。

図表1-21 仕事を続けていく上で改善等が必要な事項：2つまで選択 n=47



資料：厚生労働省「平成15年度障害者雇用実態調査」平成16年10月

## 5. 目指すべきユニバーサル社会～ICT利活用による障害者の社会参加、就労の促進に向けて

現在、世界的な規模で ICT は新しい社会基盤となりつつある。日常生活の外出・移動や各種の手続き、レジャーや教育・学習、経済活動、各種の活動への参加、家庭生活その他あらゆる面で ICT はわれわれ相互のコミュニケーションの利便性を向上させるにとどまらず、国際的な規模での個人・事業者相互の情報の入手や発信、交流、各種事業者の施策や広報、経営・販売・生産管理、日常業務の生産性や新たな商品の付加価値創造等に ICT は欠かせない、まさにユニバーサルな社会基盤となっており、個々の国民生活面で、生活・労働水準の向上や質の向上に多大な貢献を果たしてきている。

このような社会基盤整備の方向にあって、ICT の環境基盤整備に求められるのは、生活機能に制約のない国民層にとって使いやすい環境整備を進め、経済社会活動の生産性、効率性を高めるという視点だけではなく、各種の生活機能の制約いかに関わらず、だれもが自由に同程度のアクセスしやすさをもって各種の ICT 機器・ネットワークを利用でき、各種の生活利便や仕事その他各種社会参加活動機会に参加する機会が同等に得られるユニバーサル社会に実現を目指した整備を推進することに他ならない。

国内外の人権・福祉・労働施策動向の面からも<sup>2</sup>、一時的なものも含めて各種の生活機能の制約をもつ国民が、就労をはじめとする各種の社会参加機会を得て生活の自立を達成し、国民に共通する文化的な生活を確保・維持することが実現をめざすこととなった。また、2007年12月13日の第61回国連総会において、2002年から継続検討されてきた「障害のある人の権利に関する国際条約」がようやく採択されるにいたっている。本条約では障害者の人権に係り加盟締結国が達成すべき制度や取り組みテーマが網羅的・全体的に提起されている。

今後、このような視点に立った社会参加面でのユニバーサル社会実現に貢献する ICT 基盤や利用環境の整備、また利用支援の仕組みづくりを推進することが必要であるのはもちろんのこと、障害者の ICT 利活用による効用についての認識を促し、ICT を習得し、その利活用を進めていくための動機付けが重要である。

---

<sup>2</sup> 平成 17 年 10 月に「障害者自立支援法」が成立した。